

昭和56年5月31日以前に着工された住宅にお住まいの方へ

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などにより多くの尊い命が犠牲となりました。
- 平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震など大規模な地震が頻発しており、さらに南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が指摘されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。
- 昭和56年6月の建築基準法の改正により耐震基準が強化されましたので、法改正前の基準で建てられた住宅で耐震性が低い場合は、耐震改修などにより耐震化することが大切です。

予算額に達し次第
終了します

住宅の耐震化を支援する制度

簡易耐震診断推進事業 (詳しくは表面をご覧ください)

簡易耐震診断の結果、評点が低い場合は、耐震改修の計画策定や工事をご検討ください。

住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助する制度 (平成28年度・兵庫県補助)

住宅耐震改修計画策定費補助

- 対象となる住宅(主な条件)
 - ・昭和56年5月31日以前に着工
 - ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断
 - ・兵庫県住宅再建共済制度に加入
- 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- 補助額
戸建住宅 補助率 2/3 限度額 20万円
共同住宅 補助率 2/3 限度額 12万円/戸

簡易耐震改修工事費補助

- 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ(耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る)
- 対象となる費用
耐震性能を改善(改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの)するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- 補助額 50万円(定額)

住宅耐震改修工事費補助

- 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
 - 対象となる費用
 - ・耐震性向上のために行う、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎の補強などに要する費用
 - ・耐震改修を行う室の内装工事に要する費用
 - 補助額
戸建住宅 対象となる費用に応じた定額
- | 対象費用(万円) | 50~ | 100~ | 200~ | 300~ |
|----------|-----|------|------|------|
| 補助額(万円) | 30 | 50 | 80 | 100 |
- 共同住宅 補助率 1/2 限度額 40万円/戸

- 住宅耐震改修工事費補助については尼崎市の上乗せ補助(限度額10万円)があります。
- 契約後の補助金申請はできません。
- 補助金申請書の提出先は尼崎市となります。
市役所本庁舎 北館5階 建築安全担当
- 補助制度の詳細のお問い合わせは、兵庫県建築指導課(防災耐震係 078-362-4340)まで。

耐震改修の計画策定や工事の相談・依頼先について

- 一般財団法人日本建築防災協会による情報提供
耐震診断や耐震改修を行うときに相談できる事業者(建築士事務所、施工事業者)の情報が協会のホームページで公開されていますので参考にしてください。
- ひょうご住まいサポートセンターによる情報提供
兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録業者の情報がセンターのホームページで公開されていますので参考にしてください。(お問い合わせ先 078-360-2536)

- 点検商法にご注意を
「市から委託を受けた」などとかたり、高額な改修工事を勧めるケースが報告されています。市では、市民の皆さんからの申請なく訪問することはありません。不審な訪問などを受けた場合は、消費生活センターへご相談ください。
(相談専用 06-6438-0999)